

介護保険住宅改修の申請について（受領委任払い）

1 申請方法

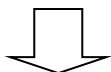
（１）事前申請

「小川町介護保険住宅改修費事前承認申請書（受領委任払い用）」を提出してください。

- ・医療機関等に入院中の場合は、退所（院）の一月前から申請が出来ます。退所（院）予定年月日を添付する理由書に記載してください。
- ・着工日、完成日は予定の日付を記入してください。

<添付書類>

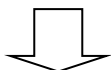
- ① 小川町介護保険住宅改修費受領に関する委任状および同意書
- ② 住宅改修が必要な理由書（介護支援専門員等が作成）
- ③ 住宅改修費見積書・内訳書（参考様式あり）
※見積書には、特に宛名（被保険者氏名）、日付を忘れないようにしてください。
- ④ 住宅改修完成予定写真・図面
※写真は、改修部分の状態やその周辺が載るようなものを添付してください。写真だけで把握しづらい場所は、図面も必要です。（階段などの長い箇所や、動線がわかるように。）
※写真には、撮影日を入れてください。
- ⑤ 住宅改修の承諾書※住宅の所有者が本人以外の場合のみ必要です。



（２）審査

事前申請書類により町が工事予定内容の審査を行います。

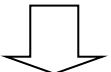
事前申請後審査に一週間程度の時間を要します。審査後、介護保険住宅改修事前承認(不承認)通知書を被保険者様あてに郵送いたします。



（３）住宅改修工事施行

承認の結果通知が届きましたら、着工してください。

費用の負担は、本人の負担割合に準じた金額を支払います。



（４）完了報告

住宅改修工事が完了しましたら、「小川町介護保険住宅改修費支給申請書（受領委任払い用）」を提出してください。受領委任払い用の申請書には、受領委任する事業者の同意が必要です。

<添付書類>

- ① 請求書（様式第6号）
- ② 領収書（原本）※本人負担額を明記すること。確認スタンプを押した後、返却します。
- ③ 住宅改修費請求書・積算内訳書
- ④ 改修前・改修後の写真 ※写真は、改修部分全体が分かるものをご用意ください。
- ⑤ 委任状 ※償還払いで本人以外の口座へ振込を希望する場合のみ必要です。

事前申請提出後～工事完了までの間に工事内容の変更があった場合は、理由書作成者と町に、変更内容について連絡をしてください。